



2023年3月29日

各 位

会 社 名 株式会社 R E V O L U T I O N
 代表者の 代表取締役社長 ジョン・フー
 役職氏名 (コード番号 8894 東証スタンダード)
 問合せ先 取 締 役 津野浩志
 電話番号 0 8 3 - 2 2 9 - 8 8 9 4

第三者割当による第5回新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2023年3月29日開催の取締役会において、割当日である2023年5月1日において当社役員、従業員、当社子会社役員並びに外部協力者に対し、下記のとおり新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本件は、新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではございません。

記

1. 募集の概要

(1) 割当日	2023年5月1日
(2) 新株予約権の総数	200,000個（1個につき100株）
(3) 発行価額	1個につき17円（1株につき0.17円）
(4) 当該発行による潜在株式数	20,000,000株
(5) 資金調達の額	283,400,000円 (内訳) ・新株予約権発行分 3,400,000円 ・新株予約権行使分 280,000,000円 発行諸費用を差し引いた手取概算額については、「3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（1）調達する資金の額」をご参照ください。
(6) 行使価額	1株につき14円
(7) 割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。 当社役員 7名 141,300個 当社子会社役員1名 2,500個 当社従業員 36名 26,200個 外部協力者 2名 30,000個
(8) その他	当社は、割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に、本新株予約権に係る総数引受契約（以下、「本総数引受契約」といいます。）を締結する予定です。

2. 募集の目的及び理由

当社グループは、不動産事業、投資事業を営んでおります。当社グループは、第35期より連結決算に移行し、第36期は連結決算、個別決算ともに最終黒字を達成しましたが、第37期は最終黒字は達成できたものの、営業損失を計上しており、まだまだ安定的に利益を出せる体質とはいえません。今後、より効率的に資金を運用し、安定的に利益を計上することが今後の課題です。

不動産事業の課題は、不動産売買の強化、賃貸管理物件の獲得です。そのためにアパマンショップのフランチャイズを脱退、店舗を移転、DX化を図るためのシステム導入等、より効率的に業務を行えるための改革を進めております。

投資事業部につきましては、上場会社の引き受けを行う等、これまで7社9件に投資をいたしました。今後も新たな投資先を継続して獲得することが課題となります。そのために、コンサル会社と業務提携を行い情報収集する等、投資先を得るための窓口を増強しております。また、連結子会

社にて投資運用業、投資助言代理業開始に向けて許認可の申請を進めております。現在、関係機関との質疑対応を迅速かつ適正に進めている状況であり、速やかに許認可を受け、業績に寄与させることを目指しており、当社グループの投資事業における最優先事項として強いビジョンを掲げています。

一方で、東京等の大都市圏を中心とするビジネスモデルに転換することを目的に固定資産から販売用不動産に振り替えた自社物件は全て売却し資金化いたしました。より効率的に資金を運用することが課題となりますが、新たな収益モデルとしての不動産プロジェクトやM&A等に積極的な投資を行う予定です。

当社はこのような課題に対し、当社としても当社の業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させることが必要であると考えており、本新株予約権の発行は、割当日において当社取締役、従業員、当社子会社役員並びに社外協力者に対して、インセンティブを付与することを目的として割当てるものであります。外部協力者は当社の経営、不動産ならびに投資事業に対する業務委託先であり、こうした外部委託先を割当予定先として本新株予約権を付与することにより、当社グループの株主価値の最大化に資するものであると考えております。

なお、本新株予約権は、事前に定めた時価総額を達成した場合にのみ行使が可能となり、市場に過度の影響を与える可能性は低いと考えております。こうした理由から、当社の既存株主への利益貢献を踏まえ、希薄化の規模は合理的な範囲であると判断しております。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

①払込金額の総額	283,400,000円
(内訳)	
本新株予約権の発行	3,400,000円
本新株予約権の行使	280,000,000円
②発行諸費用の概算額	5,450,000円
③差引手取概算額(①-②)	277,950,000円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権の発行価額の総額3,400,000円、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額280,000,000円を加えた額です。

2. 発行諸費用の内訳は、以下のとおりです。なお、発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

- ・登記費用 1,200千円
- ・割当予定先予定先等調査費用 750千円
- ・弁護士費用 1,500千円
- ・新株予約権価格算定費用 1,000千円
- ・有価証券届出書等作成支援業務費用 1,000千円

3. 本新株予約権の行使価額が調整された場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少します。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

(2) 調達する資金の具体的使途

本新株予約権の発行は、割当日において当社取締役、従業員及び当社子会社の取締役並びに社外協力者に対して、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的としておりません。また、本新株予約権の行使は新株予約権者の判断に委ねられているため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金の具体的な使途については、現時点では未定であり、行使により払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

また、行使による払込みがなされた場合、上記充当時期までの資金管理につきましては、銀行預金等の安定的な金融資産で運用する予定です。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

本新株予約権の発行は、当社取締役、従業員及び当社子会社の取締役並びに外部協力者に対し、当社の業績達成及び企業価値の増大に対する意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、資金調達を目的とはしておりません。しかしながら、本新株予約権の行使により得られた資金を事業活動に投入する場合においても、中長期的な企業価値の向上、ひいては株主利益の向上に資するものであり、十分な合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

当社は、本新株予約権の発行価額を決定するにあたり、本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（所在地：東京都千代田区永田町一丁目11番28号、代表取締役社長：能勢元）（以下、「TFA」といいます。）に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社の株価（14円）、行使価額（本新株予約権：14円）、配当率（0%）、権利行使期間（10年間）、無リスク利率（0.382%）、株価変動性（62.78%）等を考慮し、評価を実施しました。この結果を参考に、本新株予約権の1個の発行価額を、当該評価結果である本新株予約権の評価単価と同額である17円としました。本新株予約権の行使価額については、本第三者割当に関する取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値と同額である14円といたしました。

行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所スタンダード市場における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の株式価値を反映しているものと判断したことによります。

当社監査等委員3名全員（うち会社法上の社外取締役3名）から、TFAは当社と顧問契約関係がなく、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、TFAは割当予定先から独立した立場で評価を行っていること、TFAによる本新株予約権の価格の評価については、その算定過程及び前提条件等に関してTFAから提出を受けた報告書に照らし、当該評価は合理的なものであると判断できることから、本新株予約権の発行条件等が割当予定先に対して特に有利な金額には該当せず、適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権が全て行使された場合に増加する株式数は、20,000,000株（議決権数200,000個）であり、当社の2023年1月31日現在における当社の発行済株式数は、404,641,881株（議決権数3,999,788個）です。これに係る希薄化率は議決権数の割合において5.00%です。

このように、本新株予約権の行使が進むことによって一定の希薄化が生じますが、本新株予約権の発行は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として割当てるものであり、これにより、当社の今後の不動産事業における収益獲得の可能性を高めることができます。また中長期的には、当社の事業規模が拡大し、さらなる収益の獲得が期待できることから、最終的には当社の既存株主の皆様への利益向上に繋がるものと考えております。

したがって、本新株予約権の行使によって既存株主の持株比率に一定の希薄化が生じますが、その効果を鑑みると、本新株予約権の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であり、当社及び当社の既存株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

① 当社役員、従業員及び当社子会社の役員

(1) 氏名	当社役員7名 当社従業員36名 当社子会社役員1名
(2) 住所	—(注)
(3) 職業の内容	割当日において当社の役員、従業員及び当社子会社の役員であります。
(4) 当事会社間の関係	

出資関係 (2022年10月末時点)	当社取締役、7名のうち2名は、合計で当社普通株式152,600株を保有しております。 当社従業員、36名のうち1名は、合計で当社普通株式700株を保有しております。
人事関係	割当日において当社の役員、従業員及び当社子会社の役員であります。
資金関係	該当事項はありません
技術関係又は取引関係	該当事項はありません

(注) 本新株予約権は、当社グループの業績達成及び企業価値の向上を目指すにあたり、割当日において当社の役員、従業員及び当社子会社の役員の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として、有償にて発行する新株予約権であるため、個別の氏名及び住所の記載は、省略させていただいております。

②外部協力者 (capserv holdings 株式会社)

(1) 名 称	capserv holdings 株式会社			
(2) 所 在 地	東京都港区六本木六丁目16番11号			
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 小野 久人			
(4) 事 業 内 容	不動産の売買、賃貸及び管理業務並びに不動産の附属設備の売買業務 他			
(5) 資 本 金	10,100千円			
(6) 設 立 年 月 日	2014年9月24日			
(7) 発 行 済 株 式 数	1,010株			
(8) 決 算 期	8月末			
(9) 従 業 員 数	0人			
(10) 主 要 取 引 先	一般法人			
(11) 主 要 取 引 銀 行	りそな銀行			
(12) 大株主及び持株比率	小野 久人 100.00%			
(13) 当事会社間の関係				
資 本 関 係	該当事項はありません。			
人 的 関 係	該当事項はありません。			
取 引 関 係	該当事項はありません。			
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	当社と割当予定先との間で当社の投資事業支援における業務委託関係があります。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2020年8月期	2021年8月期	2022年8月期
	純 資 産	8,582千円	8,492千円	16,417千円
	総 資 産	40,937千円	41,020千円	399,633千円
	1株当たり純資産	8,496.54円	8,408.05円	16,254.46円
	純 収 益	10,000千円	700千円	36,930千円
	営 業 利 益	3,613千円	75千円	9,161千円
	当 期 純 利 益	3,448千円	89千円	7,924千円
	1株当たり当期純利益	3,413.81円	88.49円	7,845.54円
	1株当たり配当金	—	—	—

③外部協力者 (CRANE HILL HOLDINGS PTE. LTD.)

(1) 名 称	CRANE HILL HOLDINGS PTE. LTD.
(2) 所 在 地	8 TEMASEK BOULEVARD #34-02 SUNTEC TOWER THREE SINGAPORE
(3) 代表者の役職・氏名	Director AKIHIRO AZUMA, Director MICHIHITO SAGAE
(4) 事 業 内 容	上場株式及び非上場株式に対する投資やファンドへの投資等の投資業務

(5) 資本金	15,800 シンガポールドル			
(6) 設立年月日	2011年6月26日			
(7) 発行済株式数	15,800株			
(8) 決算期	12月末			
(9) 従業員数	0人			
(10) 主要取引先	該当事項はありません。			
(11) 主要取引銀行	該当事項はありません。			
(12) 大株主及び持株比率	MICHIHITO SAGAE	100.0%		
(13) 当事会社間の関係				
資本関係	該当事項はありません。			
人的関係	該当事項はありません。			
取引関係	該当事項はありません。			
関連当事者への該当状況	当社と割当予定先との間で、不動産売買における業務支援関係があります。			
(14) 最近3年間の経営成績及び財政状態				
	決算期	2020年12月期	2021年12月期	2022年12月期
純資産		△1,422,551.91 シンガポールドル	△1,425,865.74 シンガポールドル	△1,429,448.26 シンガポールドル
総資産		1,821,423.79 シンガポールドル	817,549.25 シンガポールドル	917,128.02 シンガポールドル
1株当たり純資産		△90.03 シンガポールドル	△90.24 シンガポールドル	△90.47 シンガポールドル
純収益		—	—	—
営業利益		△509.64 シンガポールドル	△510,954 シンガポールドル	△3,582.52 シンガポールドル
当期純利益		△290,168.03 シンガポールドル	△3,313.83 シンガポールドル	△3,582.52 シンガポールドル
1株当たり当期純利益		△1,186,325.16 シンガポールドル	△0.21 シンガポールドル	△0.22 シンガポールドル
1株当たり配当金		△75.08 シンガポールドル	— シンガポールドル	— シンガポールドル

(2) 割当予定先の選定理由

本新株予約権の発行は、当社の業績達成及び企業価値の向上を目指すにあたり、割当日において当社の役員及び従業員の意欲及び士気を向上させるインセンティブを付与することを目的として発行するものであります。

また外部協力者2名につきましては、当社と業務委託及び業務支援関係にあり、継続的に支援を行っていただく予定です。capserv holdings 株式会社は、これまでに上場会社が実施する第三者割当増資の引受案件を紹介、サポートしていただいた実績があり、他の案件についても継続的に紹介いただいております。CRANE HILL HOLDINGS PTE. LTD. は、これまでに東京港区の土地の購入案件を紹介いただいた実績があり、他の案件についても継続的に紹介いただいております。当社が投資事業及び不動産事業を安定的に遂行するためにも、外部協力者に対して本新株予約権を付与することで、当社の業績達成、企業価値向上のインセンティブを最大限に発揮するためには、本新株予約権を発行する必要があると考えております。従って、この効果を最大限に引き出し、グループ全体としての業績達成及び企業価値の向上を目指すために、当社の取締役及び従業員並びに外部協力者を割当予定先として選定する結論にいたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

当社と割当予定先の間において、継続保有の取り決めはございません。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は、割当予定先の本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使にかかる資金保有に関し、各割当予定先に対して、権利行使に支障がない旨を口頭により確認をしております。当社としても本新株予約権の発行に係る払込みに要する資金についても最も多い割当予定先においても1,000千円を超える割当予定先が無く少額であると考えられること、割当予定先も本新株予約権の一部を行使し株式を売却することで得た資金により次の行使を繰り返すことから、本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使に係る資金保有は問題ないと判断しております。

(5) 割当予定先の実態

当社役員、従業員及び当社子会社役員が、入社時に反社会的勢力との関係がないことを確認しております。また当社は、当社役員、従業員及び当社子会社役員が反社会的勢力と関係がないことについて聞き取り調査を行っており、当社は割当予定先である当社役員、従業員及び当社子会社役員が反社会的勢力ではないと判断しております。

外部協力者2名につきましては、当社において独自に専門の調査機関である株式会社セキュリティー&リサーチ(東京都港区赤坂二丁目16番6号 代表取締役 羽田寿次)に調査を依頼し、反社会的勢力の関与がない旨の調査報告書を受領しております。

当社は、当該報告・結果内容に基づいて、本新株予約権の割当予定先となる当社役員、従業員、当社子会社役員及び外部協力者2名が反社会的勢力との関係がないと判断いたしました。

上記のとおり割当予定先が反社会勢力とは一切関係がないことを確認したことから当社取締役会としても、割当予定先として妥当であると判断しており、別途その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(6) 株式貸借に関する契約

該当事項はありません。

7. 募集後の大株主及び持株比率

募集前 (2023年10月31日現在)		本新株予約権行使後	
EVO FUND	31.84%	EVO FUND	30.34%
TOMODACHI INVESTMENT LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	14.98%	TOMODACHI INVESTMENT LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	14.27%
US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	11.38%	US/JAPAN BRIDGE FINANCE LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	10.84%
株式会社フルッタフルッタ	6.19%	株式会社フルッタフルッタ	5.90%
楽天証券株式会社	0.84%	岡本 貴文	0.94%
山田 祥美	0.75%	ジョン フー	0.91%
MAJOR LERCH LP (常任代理人 EVOLUTION JAPAN証券株式会社)	0.63%	楽天証券株式会社	0.80%
株式会社SBI証券	0.60%	山田 祥美	0.71%
UBS AG SINGAPORE (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	0.50%	津野 浩志	0.68%
INTERACTIVE BROKERS LLC (インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社)	0.48%	新垣 嘉啓	0.67%

(注) 1. 募集前の大株主の構成及び持株比率は、2022年10月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 本新株予約権行使後の大株主及び持株比率は、2022年10月31日現在の発行済株式総数404,641,881株から自己株式1,043,171株を控除した403,598,710株に本新株予約権が全て行

使された場合に交付される株式数（20,000,000株）を加算して計算しております。

3. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

8. 今後の見通し

2024年10月期の通期連結業績に与える影響は現在精査中ですが、業績予想に与える影響が生じた場合には、詳細が確定次第速やかに公表いたします。

9. 企業行動規範上の手続き

本資金調達には、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意見確認手続きは要しません。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績（連結）

	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
連結売上高	763,453千円	1,090,630千円	2,026,016千円
連結営業利益	△32,777千円	206,592円	△69,417千円
連結経常利益	△37,676千円	243,730円	△67,878千円
連結当期純利益	△187,830千円	254,438千円	3,034千円
1株当たり連結当期純利益	4.77円	4.15円	4.19円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり連結純資産	△0.81円	0.71円	0.01円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（2023年3月29日現在）

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	404,641,881株	100.00%
現時点の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2020年10月期	2021年10月期	2022年10月期
始値	18円	31円	24円
高値	84円	46円	27円
安値	16円	21円	13円
終値	31円	24円	14円

②最近6か月間の状況

	2022年 10月	11月	12月	2023年 1月	2月	3月
始値	14円	14円	14円	15円	14円	15円
高値	15円	16円	18円	15円	15円	14円
安値	13円	13円	13円	14円	12円	15円
終値	14円	14円	14円	14円	15円	14円

※2023年3月の値は3月28日までの株価となります。

③発行決議の直近取引日（2023年3月28日）における株価

	株価
始 値	14 円
高 値	15 円
安 値	14 円
終 値	14 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況
 第三者割当による種類株式の発行

払込期日	2020年10月30日
調達資金の額	600,000,000 円 うち 502,847,260 円は現物出資（D E S）の方法によります。
発行価額	1株につき 1,000,000 円
募集時における発行済株式総数	普通株式 294,692,398 株 A 種類株式 4,640,771 株
当該募集による発行株式数	B 種類株式 600 株
募集後における発行済株式数	普通株式 294,692,398 株 A 種類株式 4,640,771 株 B 種類株式 600 株
割当先	EVO FUND 600 株
発行時における当初の資金使途	不動産賃貸管理事業における自社物件の修繕資金及び売買諸費用 87,192,740 円
発行時における支出予定時期	2020年11月～2021年10月
現時点における充当状況	37,117,949 円

11. 発行要項

別紙に記載のとおりです。

株式会社REVOLUTION
第5回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社REVOLUTION第5回新株予約権（以下、「本新株予約権」という。）
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金 3,400,000円
3. 申込期日 2023年4月14日
4. 割当日及び払込期日 2023年5月1日
5. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、以下の個数をそれぞれに割り当てる。
- | | | |
|---------|-----|----------|
| 当社役員 | 7名 | 141,300個 |
| 当社子会社役員 | 1名 | 2,500個 |
| 当社従業員 | 36名 | 26,200個 |
| 外部協力者 | 2名 | 30,000個 |

6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法

- (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数は20,000,000株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は100株とする。）。但し、本項第(2)号及び第(3)号により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
- (2) 当社が第10項の規定に従って行使価額（第9項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第10項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第10項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7. 本新株予約権の総数 200,000個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金17円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。また、その計算の結果生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。
- (2) 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下、「行使価額」という。）は、金14円とする。但し、第10項の規定に従って、調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{割当株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{割当株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ①本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又

は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割により当社普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

③本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

④当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項第(4)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。

⑤本号①から③までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号①乃至③にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{\left(\begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \begin{array}{c} \text{調整前行使価額により当該} \\ \text{期間内に交付された株式数} \end{array}}{\text{調整後行使価額}}$$

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後に行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (4) ①行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ②行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項第(2)号⑤の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- ③行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号②の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数に含まないものとする。
- (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- ①株式の併合、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。
- ②その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必

要とするとき。

③行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨、その事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2023年5月1日から2033年4月30日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に、一度でも以下に掲げる条件を満たした場合に限り、本新株予約権を行使することができる。
本新株予約権の割当日から10年以内に東京証券取引所における当社の普通株式の取引終値に基づいて算出した時価総額が120億円以上となった場合。
- (2) 予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社の取締役、従業員及び当社子会社の取締役、または当社が認める社外協力者であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (3) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権の法定相続人（当該新株予約権者の配偶者又は一親等内の親族1名に限り、以下「権利承継人」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継人が死亡した場合、権利承継人の相続人は新株予約権を相続できない。
- (4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (5) 各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 本新株予約権の取得事由及び取得の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第273条第2項の規定に従って2週間前までに通知した上で、かかる通知で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権1個につき払込金額と同額で取得することができる。
- (2) 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。
- (3) 新株予約権者が、本新株予約権の全部または一部を行使できなくなったときは、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権を無償で取得することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が組織再編行為を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日前に、会社法第273条の規定に従って通知又は公告を行った上で、本新株予約権1個あたりその発行価額相当額で、本新株予約権者の保有する本新株予約権の全部を取得する。

15. 新株予約権の譲渡制限

会社法第236条第1項第6号に基づく譲渡制限については該当事項はありません。但し、割当契約において、本新株予約権の譲渡について、当社取締役会の承認を要する旨の譲渡制限を合意する予定です。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律（「振替法」という。）第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額

(以下「出資金総額」という。)を現金にて第 21 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座(以下「指定口座」という。)に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が不備なく第 20 項の行使請求受付場所に提出され、かつ当該本新株予約権の行使にかかる出資金総額が指定口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成 13 年法律第 75 号)およびその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

20. 行使請求受付場所

山口県下関市細江町二丁目 2 番 1 号
株式会社 REVOLUTION 財務部

21. 払込取扱場所

山口県下関市竹崎町 4 丁目 2 番 36 号
株式会社山口銀行 本店営業部

22. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

以上